年末特別警戒及び年末の交通安全運動の実施について (通達)

年末を迎え、人の動きが活発化することに伴い、犯罪の発生や交通事故の増加等が懸念されることから、県民生活の安全と安心の確保を図るため、下記のとおり年末特別警戒及び年末の交通安全運動を実施することとしたので、各種施策を効果的に推進されたい。

記

- 1 期間
 - 令和5年12月15日(金)から同月31日(日)までの間
- 2 スローガン
 - 年末特別警戒「年の暮れ みんなでつくろう 安心のまち」
 - 年末の交通安全運動「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」
- 3 活動重点
 - (1) 年末特別警戒
 - ア 金融機関、コンビニエンスストア等における各種犯罪の防止
 - イ 電話でお金詐欺(特殊詐欺)の被害防止
 - ウ 侵入窃盗に対する警戒の強化
 - (2) 年末の交通安全運動
 - ア 夕暮れ時と夜間の歩行者事故防止
 - イ 自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - ウ 高齢運転者の交通事故防止
 - エ 飲酒運転の根絶
- 4 推進事項

(略)

- 5 実施要領
 - (1) 警察官やパトカーを可能な限り街頭に進出させて「見せる警戒」を積極的に実施するとともに、特に増加傾向にある侵入窃盗に対する警戒を強化するほか、交通事故実態の分析に基づく効果的な交通事故防止対策を推進するなど、街頭における警察活動を最大限強化すること。
 - (2) 各種活動の推進に当たっては、関係機関、自主防犯ボランティア団体、交通安全関係団体、事業者等との連携を図ること。
 - (3) 職員による交通事故及び受傷事故の絶無を期すこと。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止対策に配意すること。
- 6 期間中の主な執行務

(略)

7 報告

(略)

担 当:生活安全企画課(地域安全推進係) 交通企画課(交通安全対策室)